

復興大臣

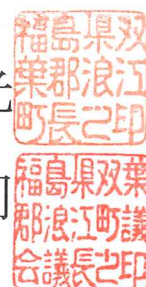
土屋 品子 様

浪江町の復興・創生に向けた
緊急重点要望書

令和6年8月22日

福島県双葉郡浪江町長 吉 田 栄 光

福島県双葉郡浪江町議会議長 平 本 佳 司



東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発災から、13年が経過しました。

昨年3月31日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されましたが、当町には未だ帰還困難区域が多く残っており、そこで生活を営んできた多くの住民が故郷への帰還も出来ぬまま、県内外に避難しており、自由な立入りもできない状況です。

町としては、持続可能なまちづくりを目指し、駅前周辺整備事業や産業団地を整備し企業を積極的に誘致するなど町民の生活環境整備、生業の再生等に取り組んでおります。また、特定復興再生拠点区域においては、営農再開に向けた取り組みや津島地区でリンゴの実証栽培が始まるなど、少しずつではありますが復興に向けた動きが見えてきております。

しかしながら、浪江町の復興・創成を成し遂げるためには、長い時間と様々な課題を解決する必要がありますので、国の責務として対応いただけるよう、これまでの要望に加え、次のとおり、緊急重点要望いたします。

1. 柔軟かつ十分な復興財源の確保

- 当町の復興は道半ばであり、未だ大きな課題が残っている。第2期復興・創生期間において物価高騰の影響等による財源不足が生じることのないよう、柔軟かつ十分な予算を確保すること。
- また、第2期復興・創生期間後においても必要となる事業を切れ目なく実施できるよう、復興を加速するための予算、制度を確保すること。

2. 復興人材の確保

- 復興を支える職員の多くを外部の派遣職員に頼らざるを得ない、原子力災害という特殊性を踏まえ、今後も長期的に、国における人材確保(国派遣職員の継続等)を行うこと。

3. 帰還困難区域の再生

- 特定帰還居住区域の制度趣旨に鑑み、町民の帰還意向を醸成するためにも、生活再建を図るために必要な範囲の柔軟な設定と区域外農地の取扱いの方針を早急に明示すること。
- 生活用水(井戸)の整備及び生活排水路の復旧を支援すること。特に生活排水路の復旧は浪江町特有の課題であるため早急に対応すること。
- 外縁除染範囲における準備宿泊等を柔軟に運用を行うこと。
- 津島地区の再生・振興に資する施設を国が除染をすること。

- 当町の面積の約8割が帰還困難区域であり、さらに帰還困難区域の約7割が森林となっているため、早急に国有林を含めた森林の管理方針を示すこと。

4. 農林水産業再生に向けた支援

- 大区画化・汎用化に向けたほ場整備及び営農再開支援に要する財源を長期的に確保すること。特に大区画化に対応した機械のリース事業など、営農再開に必要な事業を延長すること。

5. F-REI 及び周辺環境の整備

- F-REI による波及効果の受け皿となる産業団地や周辺の住環境整備に必要な財源を確保すること。
- JRをはじめとする既存の広域的な交通ネットワークの利便性向上と町道の拡幅等への支援を行うこと。